



「しずおか葵プレミアムAWARD2019」 認証 審査要領

「しずおか葵プレミアムAWARD」 認証の審査について

本審査は、以下の「しずおか葵プレミアムAWARD」のブランドコンセプト、目的・概要、目指す姿等に基づき、総合的な見地から審査を実施するものです。

ブランドコンセプト

市民が選ぶ静岡市逸品

目的・概要

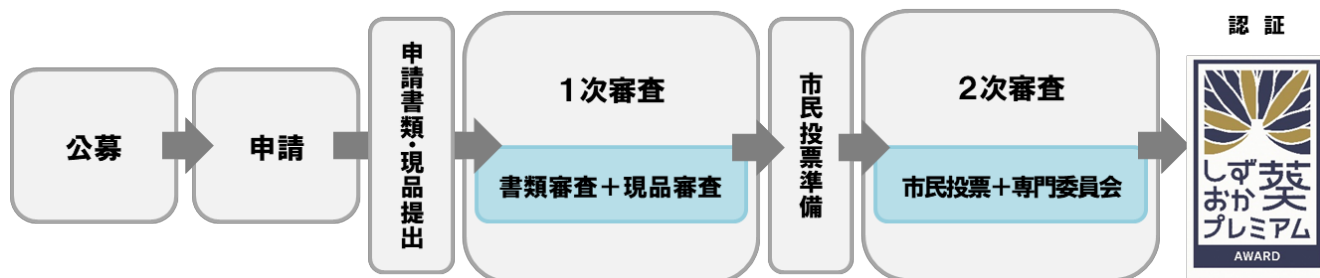
静岡市民が「100年先まで大切に残していきたい商品」として選ぶ逸品を静岡市地域産業振興ブランド「しずおか葵プレミアムAWARD」として市が認証し、広くPRすることでシティプロモーションの推進を図るとともに、挑戦する企業を多角的に支援し、もって本市経済の活性化を図ります。

目指す姿

- (1) 「静岡市民が誇りに思うブランド」として市内外において認知・支持されていること。
- (2) 認証品を手にとった人が、本市を魅力的な都市として連想すること。
- (3) 認証事業者が当ブランドに認証されたことを契機にさらなる活躍をし、地域経済の発展に貢献すること。

審査の手順

「しずおか葵プレミアムAWARD」の認証商品については、「1次審査（書類審査+現品審査）」、「2次審査（市民投票+専門委員会）」の2段階の審査を経て確定するものとします。審査はすべて部門ごと（「食品部門」「プロダクト部門」）に分けて審査されます。審査の流れは、以下のとおりです。



(1) 1次審査（書類審査＋現品審査）

申請者から提出された書類と商品をもとに、静岡市附属機関設置条例に定める「静岡市地域産業振興ブランド認証専門委員会（以下「専門委員会」という。）」において、各委員が個別に評価を行います。その集計結果をもとに協議を行い、2次審査の対象となる商品を決定します。

■日時：令和元年7月1日（月）

※注1）申請商品のPRポイント等を整理・把握するため、事前に申請者にヒアリングを実施します。ヒアリングの日時等については、個別に御連絡しますので、御協力をお願いいたします。

※注2）審査をスムーズに行うため、事前に審査委員へ提出された書類を提供します。その結果、審査委員より要請のあった書類等について、追加の提出を求めることがありますので、その際は御協力をお願いいたします。

☆1次審査については、申請要領の「対象商品」の内容をすべて満たしていることが必須条件となります。

☆1次審査通過商品数については、**各部門最大10品ずつ**とします。

(2) 2次審査（市民投票＋専門委員会）

1次審査を通過した商品について、市民投票を実施し、各部門において100票以上獲得した商品の中から、専門委員会による協議を経て認証商品を決定します。

■市民投票期間：令和元年8月20日（火）～10月31日（木）

■専門委員会：令和元年12月上旬

※注）市民の皆さんに広くPRを行い、投票していただく場とするため、申請者の皆さんに出展いただいて「**市民投票PRイベント**」を行います。詳細は追って御案内しますので、御協力をお願いいたします。

（日時：令和元年10月5、6日（土日） 場所：アピタ静岡店（駿河区石田））

☆認証商品数については、**2部門合計で最大6品**とします。

審査結果の公表

- (1) 静岡市は、審査を行ったすべての申請商品について、その審査結果と審査内容を申請者に対し通知します。
- (2) 2次審査の審査結果及び認証確定商品について、専用ホームページ及び市ホームページなどを通じて公開します。
- (3) 申請者以外からの個々の審査対象の審査内容についての問い合わせについては、原則として回答しません。

その他

- (1) 委員自身が企画・販売に関わっており、利益供与がある場合は、当該委員がその申請商品の審査に関わることを一切禁止します。
- (2) 委員は、申請対象に関わる機密情報並びに審査経緯など、審査を通じて知り得た情報を第三者に漏らすことを一切禁止します。
- (3) 認証が確定した商品のサンプルについては、審査の過程及び審査後において写真撮影や認証式で使用するため、静岡市が一定期間保管する場合があります。

(1) 1次審査 評価基準

必須項目の審査

1次審査については、申請要領の「対象商品」の内容をすべて満たしていることが必須条件となりますので、次の項目についての確認及び審査を行います。

- 「品質性」評価
【評価項目】申請資格、法令順守、安全性、表示について、係争の有無

評価項目の審査

上記「必須項目」を満たした商品について、以下の4つの評価基準に沿って、1～5点の5段階で評価を行います。評価得点の集計結果をもとに、1次審査通過商品を決定します。

- ①「地元性」評価
商品の静岡県らしさを評価します。
【評価項目】物語性、市内での定着度、販売実績、原料
- ②「独自性」評価
商品の独自性について評価します。
【評価項目】開発・改良の秘話、機能性、情緒的価値、技術、稀少性、安定供給、ターゲット設定、独創性
- ③「積極性」評価
申請者の今後の展開についての意欲（積極性）を評価します。
【評価項目】販路開拓、商品改良、増産、ブランドへの貢献、事業継承
- ④「魅力性」評価
上記1～4の項目以外の商品の魅力について評価します。
【評価項目】その他の魅力、将来性

(2) 2次審査 評価基準

1次審査を通過した商品について、市民投票を実施します。静岡市民の皆様は「100年先まで大切に残したい」と思う商品に投票いただき、各部門において100票以上獲得した商品の中から、専門委員会による協議を経て認証商品を決定します。

【投票場所】

市の施設（各区役所等）、各種イベント内、WEBアンケートフォームなど

必須項目

「品質性」評価

内容
「申請者」が企画し、及び販売する商品である
当該品の関連法や業界によるガイドライン基準を満たしている
一般生活での消費または使用に耐える品質を備えている
法令等に従い、求められる事項を正確に表示している
他社との間に紛争が生じていない

評価項目

1 「地元性」評価

内容
静岡市の魅力発信に繋がるような逸話がある
市民に愛されていると思う具体的な利用事例がある
市民に愛されていると判断できる安定した売上がある
静岡市内にゆかりのある原料を使用している

3 「積極性」評価

内容
今後の展開として積極的な販路開拓の意欲がある
販路開拓に伴う改良の要請に対し、柔軟に対応する意欲がある
あらたな受注に合わせ、生産量を増やす意欲がある
認証後、当該認証制度の魅力度向上に貢献する用意がある
次の世代へ事業を継承していく意欲がある

2 「独自性」評価

内容
開発や改良にまつわる魅力的なエピソードがある
機能的（使い勝手、栄養価、保存性など）に優れている
情緒的（美しさ、なめらかさ、癒し度、ワクワク感など）に優れている
伝統製法や、独自の製法など、特殊な技術によって製造されている
場所や期間を限定した製造または販売方法により稀少性が増している
高い生産能力があり、安定供給が可能である
販売対象のターゲット（利用シーン）設定が明確である
類似製品にはない独自性を持った商品である

4 「魅力性」評価

内容
市民が選ぶ商品として相応しい商品である
さらなる販路拡大の可能性を有している